平成２９年（フ）第２７号
愛媛県今治市波止浜10番地73、前住所愛媛県今治市波方町郷甲1226番地13、前々住所愛媛県今治市桜井５丁目５番35号
債務者　川上　貴也
1　決定年月日時　平成29年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２９年（フ）第５４号
福岡県田川市大字奈良1587番地４、住民票上の住所福岡県田川市丸山町１番10号
債務者　森光　　啓
1　決定年月日時　平成29年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２９年（フ）第８７号
宮崎県延岡市松原町３丁目8893番地６
債務者　柳沢　陽子
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第２５号
沖縄県石垣市字新川2105番地　グループホーム星のふる里、住民票上の住所沖縄県石垣市字登野城653番地６
債務者　知花　明美
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２９年（フ）第８０号
福島市笹谷字道場６番地の１エトワールＫＢ102号
債務者　渡部　愛美
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第２０号
高知県高岡郡四万十町見付702番地１　日光商事２階１号
債務者　中越　育代
1　決定年月日時　平成29年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２９年（フ）第３５号
岩手県北上市黒沢尻４丁目３番２－501号市営細越住宅２号棟、旧住所岩手県北上市上野町２丁目32番７号サンライフ上野Ａ棟
債務者　三浦　由紀（旧姓柏葉）
1　決定年月日時　平成29年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２９年（フ）第３９号
岩手県花巻市南城151番地
債務者　照井　健一
1　決定年月日時　平成29年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２９年（フ）第５２号
岩手県北上市若宮町２丁目３番41号
債務者　赤平　勇一
1　決定年月日時　平成29年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２９年（フ）第７０号
佐賀県唐津市鏡1528番地１　カーサミラＡ
債務者　中村　淳美
1　決定年月日時　平成29年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２９年（フ）第７２号
千葉県富津市富津2409―22　富津荘217号室、住民票上の住所千葉県船橋市高根町2881番地１
債務者　村田　政晴
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第６９０号
名古屋市中川区一色新町３丁目912番地　パームスプリングス502号
債務者　甲斐　美樹
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１４７号
神奈川県横須賀市森崎３丁目４番１－16号
債務者　古山　　孝
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第１１５号
青森市勝田２丁目１番10号　ウィンフィールド201号
債務者　木村　幸夫
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月９日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１１６号
青森市勝田２丁目１番10号　ウィンフィールド201号
債務者　木村美由紀
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月９日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１２８号
青森市小柳２丁目７番13号
債務者　野呂　美希
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月９日まで
青森地方裁判所民事部破産係